

香川県報



第 60 号

平成 15 年

8 月 1 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 告示
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
 - 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () " ()
 - 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () " ()
 - 平成十五年香川県告示第三百八十二号（生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定）の一部訂正 () " ()
 - 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 二
- 公告
- 土地改良事業の認可 (土地改良課) ()
 - 臨港地区の区域の縦覧 (港湾課) ()

告示

香川県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	名 称	開設者	所在地
平成一五、七、一	鈴木歯科クリニック	鈴木 浩次	綾歌郡飯山町川原一〇六八番地五

平成一五、七、一	塩田歯科医院	塩田 等	丸亀市土器町東八丁目四六一番一
----------	--------	------	-----------------

香川県告示第四百二十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十五年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

廃止年月日	名 称	開設者	所在地
平成一五、五、三一	藤井医院	藤井 義信	三豊郡豊中町本山甲九七六四
平成一五、六、三〇	塩田歯科医院	塩田 等	丸亀市土器町東八丁目四六六

香川県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年八月一日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、四、一九	特別養護老人ホーム 誠之丞の丘	社会福祉法人尽誠福祉会	短期入所生活介護
平成一五、七、一	三豊郡財田町財田上一二二番地一	善通寺市上吉田町八丁目七番二四号	居宅療養管理指導
平成一五、七、一	大山歯科医院	大山 満	居宅療養管理指導

平成一五、四、一	豊島ナオミ荘デイサービスセンター 小豆郡土庄町豊島家浦四三 一〇	四七三番地	四七三番地	社会福祉法人イエス団 兵庫県神戸市中央区吾妻通五丁目一番二〇号	通所介護
----------	-------------------------------------	-------	-------	------------------------------------	------

香川県告示第四百三十号

平成十五年香川県告示第三百八十二号(生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定)の一部を次のように訂正する。

平成十五年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地の欄中、「三豊郡財田町財田上二一 二二一」を「善通寺市上吉田町八丁目七番二四号」に改める。

香川県告示第四百三十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十五年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス の種類
三七七〇一 〇二五〇一	瓦町ユーケアサービス 高松市瓦町一丁目二 番地四五	医療法人社団弘徳会 理事長 満岡文弘 高松市瓦町一丁目二 番地四五	平成十五年 七月二十三 日	通所介護

公 告

香川県告示第四百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法

平成十五年八月一日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月種二千五百円)

第十条第一項の規定により、男木温室花卉共同施行が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業石切地区)を行うことについて平成十五年七月十六日認可した。

平成十五年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第四百八十八号

港湾法(昭和二十五年法律第百二十八号)第三十八条第一項の規定により、池田港の臨港地区を定めようとするので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その区域の案を公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 臨港地区の区域の案

1 臨港地区の名称

池田港臨港地区

2 指定の位置

小豆郡池田町大字池田字平木の一部及び字清水谷の一部

3 指定の範囲

縦覧に供する図面表示のとおり

4 指定の面積

約五・八ヘクタール

二 区域の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県土木部港湾課及び池田町建設水道課

2 縦覧期間

平成十五年八月一日(金曜日)から同月十五日(金曜日)まで